平成２２年（フ）第３５７号
奈良市南京終町七丁目595番地の17　シャルマンクロベ202号
債務者　林　　昇
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　公団７―702
債務者　松野　厚子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
奈良市大安寺５丁目８番２―306号
債務者　横山　啓一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
奈良市杏町59番地の１　ブランドールＢ―202号
債務者　石原　望美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２３号
奈良市東紀寺町３丁目１番３―203号
債務者　梶本　街子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
山口県岩国市南岩国町２丁目87番29号
債務者　目﨑　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１６号
山口県下関市綾羅木本町１丁目13番15―203号　クローバーマンション
債務者　大場　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
山口県下関市新垢田南町３丁目３番Ｒ８―304号　市営新垢田住宅、前住所山口県下関市一の宮町１丁目８番８号
債務者　山田　恵太
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
山口県下関市宮田町１丁目９番５号、前住所山口県下関市川中本町１丁目７番10―603号
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
山口県下関市綾羅木新町２丁目14番１号
債務者　三木　孝徳
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
愛媛県松山市中村２丁目２番16号　コーポサンクライム101号
債務者　上田　貞文
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
愛媛県松山市山越６丁目９番５号　西山マンション３Ｆ
債務者　柳川昭子こと　柳　　昭子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
愛媛県今治市石井町２丁目７番54号　石井団地Ａ１―103号
債務者　西田志津雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５４号
愛媛県今治市石井町２丁目７番54号　石井団地Ａ１―103号
債務者　西田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６１号
愛媛県今治市石橋町１丁目１番13号、旧住所静岡県静岡市葵区松富２丁目２番77号
債務者　奥津　真美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７７号
愛媛県宇和島市伊吹町1214番地
債務者　鳥原　深雪
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市川津332番地５　ミナギⅡ204号
債務者　坂口　　彩
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部